議案第75号

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成22年加西市条例第1号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 一般社団法人加西市観光協会

第2条第2項第1号中「任期を定めて任用される職員」の右に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定により採用される職員を除く。)」を加え、同項第2号中「非常勤職員」の右に「(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用される職員を除く。)」を加え、同項第3号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

加西市観光まちづくり協会の法人化に伴い、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定に基づき職員を派遣できるよう、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・派遣できる公益的法人等に一般社団法人加西市観光協会を加える。
- ・派遣可能な職員に、再任用職員及び再任用短時間勤務職員を加える。